

令和5年度 第1回

愛知県地方精神保健福祉審議会 会議録

令和5年8月22日（火）

地方精神保健福祉審議会

I 日時

令和5年8月22日（火）
午後4時から午後5時まで

II 開催方法

対面及びWEB会議

III 出席者

（委員）

明智 龍男	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
池田 匡志	名古屋大学大学院医学系研究科教授
伊東 安奈	愛知県精神保健福祉士協会副会長
長田 真由美	中日新聞生活部記者
兼松 洋子	愛知県弁護士会弁護士
窪田 信子	ノーチラス会副理事長
坂 佳恭	名古屋法務局人権擁護部長
下村 美刈	愛知県臨床心理士会理事
鈴木 康仁	愛知県相談支援専門員協会代表理事
田中 聡	独立行政法人国立病院機構東尾張病院院長
船橋 克明	愛知県医師会理事
舟橋 利彦	愛知県精神科病院協会会長
山田 法子	愛知県精神障害者家族会連合会副会長
渡邊 久佳	愛知県精神障がい者福祉協会副会長

出席者数 14名

（事務局）

保健医療局長ほか

IV 議事内容等

1 あいさつ（保健医療局長）

2 会長の選出

○事務局（田島主査）

本日御出席の皆様につきましては、本来であれば、お1人お1人御紹介すべきところですが、時間の都合もありますので、お手元の出席者名簿で代えさせていただきます。

出席者名簿につきまして、愛知県臨床心理士会の下村美刈委員の記載がございませんが、御出席いただいております。

また、事務局につきましては一部変更になっておりますので、御了承ください。

なお、愛知精神神経科診療所協会の木村哲也委員、名古屋家庭裁判所の鈴木幸男委員、愛知県町村会の成瀬敦委員、心理相談室「こころ」の前田由紀子委員、愛知県医師会の柵木充明委員、愛知県市長会の吉田一平委員におかれましては、所用のため御欠席との御連絡がございましたので、御報告申し上げます。

また、本日御出席の皆様のうち、今回の審議会から新たに委員に御就任いただいた方が4名みえますので、事務局から所属とお名前を御紹介させていただきます。

名古屋大学大学院医学系研究科教授池田匡志様、名古屋法務局人権擁護部長坂佳恭様、東尾張病院院長田中聡様、愛知県精神障害者家族会連合会副会長山田法子様です。

次に、定足数の確認をいたします。

この審議会の現在の委員数は20名のところ、現在の出席者は14名ですので、過半数以上の出席となっております。審議会条例第5条第3項の規定に基づき、審議会は有効に成立しております。

また、本審議会は審議会運営要領に基づき、公開となっております。

本日は新聞記者の方が1名いらっしゃっております。

次に、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

資料は次第、出席者名簿のほか、配付資料一覧の通り、資料1、資料2、別紙1、別紙2、参考資料1から5、審議会条例及び委員名簿となっております。

もし資料がお手元に届いてないようでしたら、オンラインで御参加の方はチャットで、会場で参加の方は挙手にてお知らせください。その場合、本日は画面での資料共有にて資料を見ていただき、後日郵送等の資料を送付させていただきます。

次に本日の会議に関するお願いでございます。

本日は、対面及びオンラインでの開催とさせていただきます。

オンラインでの参加の方につきましては、マイクについて、原則ミュートマークが赤色の状態としていただき、御発言の際には挙手の上、会長の指名に従って、ミュートを解除マークが緑色の状態にしていただき、所属とお名前を述べてから御発言いた

だくようお願いします。

会場で参加される方につきましても、御発言の際には挙手の上、会長の指名に従って、所属とお名前を述べてから御発言いただくようお願いします。

次に、次第2「会長選出」の通り、会長の選出を行います。

審議会条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会は、会長を置くこととし、会長は委員の互選により定めることとされております。

前回の審議会までは、名古屋大学の尾崎委員に会長をお願いしておりましたが、前回の審議会をもって委員を退任されておりますので、新たに会長を選出する必要があります。

事務局としましては、尾崎委員の後任である池田委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

オンラインでの参加の方は、異議なしであれば、スタンプ機能を使って反応していただければと思います。会場におられる方は、異議があれば、挙手をお願いします。オンラインの方、御反応ありがとうございました。

それでは異議なしという御反応でしたので、池田委員に本審議会の会長に御就任いただきたいと思います。

それでは議事に入りたいと存じます。以降の進行は池田匡志会長に進行をお願いします。池田会長、よろしくをお願いします。

○池田会長

よろしくをお願いします。

はじめに本日の会議録の署名人2名を指名させていただきたいと思います。

舟橋利彦委員と渡邊久佳委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

オンラインでの参加の方は異議なしであれば、スタンプ機能を使って反応していただければと思います。会場におられる方は異議があれば、挙手をお願いします。

ありがとうございました。それでは御両名の方よろしくをお願いします。

本日は皆様方からの活発な意見交換をいただくとともに、時間に限りがありますことから、進行に御協力いただきますようによろしくをお願いします。

それでは次第に従って議事を進めて参ります。

次第3、議題の「第8次愛知県地域保健医療計画精神保健医療対策」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（船崎室長）

第8次愛知県地域保健医療計画精神保健医療対策の見直しについて、資料1及び資料2に基づき説明。

○池田会長

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御意見や御質問等があれば

御発言をお願いします。

○窪田委員

躁うつ病・双極性障害・双極症の当事者のピアスタッフをやっております、窪田と申します。よろしくお願いします。

一番気になった部分をお聞きしたいです。精神疾患の医療体制の構築に関わる指針のポイントにおける、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化についてです。役割分担、医療機関の役割分担、連携と書いてあり、少し分かりにくいのですが、専門外来とは違うのでしょうか。

○池田会長

事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局（船崎室長）

多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化というのは、424の医療機関にアンケート調査をしております。こういった疾患について初期対応ができるかなど、資料の別紙2の調査表のとおりアンケートをとっております。各医療機関について集計しまして一覧表にして載せる予定です。

県民の皆様に参加していただくという目的で、医療機能の明確化というものになります。

○窪田委員

その資料はどこで見れますか。

○事務局（船崎室長）

別紙2になります。

○窪田委員

アンケート集計してでき上がった総合的なものは、どこで一般の人は見ることができますか。

○事務局（船崎室長）

ホームページに、愛知県地域保健医療計画とともに掲載します。

○窪田委員

そのアンケートですが、医療機関は自己申告で答えるのですか。

○事務局（船崎室長）

各医療機関が自己申告の形で答えていただきます。

○窪田委員

そうなりますと、当事者としたら困ることが起きると思います。

私は双極症ですが、双極症のガイドラインに沿った医療を受けられる病院を知りたいと思います。そのように当事者の人は思っていると思うのですが、それは反映されますか。

○事務局（船崎室長）

別紙2にあるように、ガイドラインに沿っているかどうかという質問はしていませんので、そこまでの情報は得られない形です。

○池田会長

続きまして対面会場で、鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木委員

愛知県相談支援専門員協会鈴木です。

別紙資料の2の4ページ、1の丸の二つ目、「なお」のところに、「県精神医療センターでは精神障害者の地域移行を進めるためのACTを実施しています」と記載があります。

あとは素案の用語解説には、医師、看護師、精神保健福祉士が多職種でチームを編成する24時間365日体制の支援提供プログラムだという記載があります。

国の指針に具体的な件数等を示すような規定はないとは思いますが、地域で精神障害者の方が暮らしていくには大変重要なプログラムだと思いますので、例えば現状のところの他の項目には具体的な数値が示されていますので、ここに県精神医療センターで行ったACTの実施件数を載せたらいかかかなと思います。

今後の方策のところにはこのACTに関しての記載が用語解説以外のところは特にないので、問題がないということだと思いますけれども。

問題がなければそれでいいわけですが、課題があるのであればそこに加筆すべきではないかと思います。

○事務局（船崎室長）

ACTは、愛知県では精神医療センターだけで行われています。これにつきまして今後の方策や課題には特段記載はしておりませんので、課題などをここに載せるかどうかということにつきまして、精神医療センターの高木院長が出席されていますので、御意見はいかがでしょうか。

○高木委員

こちらに、ACTの実績は載っていませんが、「精神医療センターの概要」というものに公にされていますので、参考にさせていただければと思います。

課題については、やはりACTと言うのはかなり人件費がかかります。人が多く関わる必要がありますが、訪問看護にプラスして何らかの加算があるわけではないので、採算という意味では完全に赤字になっています。

ACTは「24時間365日」「多職種」となっていますが、24時間365日にするには、当院の場合だと10人がチームとして必要ですが、そこまでの予算がつきません。今は6人のチームでやっているという課題があります。

○事務局（船崎室長）

ありがとうございます。

今後の方策や課題に載せるかについて、県の対応にも関わってきますので、今の御意見は貴重なものとしてふまえて、事務局で考えていきたいと思っています。

○舟橋委員

先ほどの資料2の7ページ（7）にあります精神科救急ですが、今年6月から、自発診療・非自発診療による対応や精神科救急情報センターの機能強化という新しい体制に変わりましたが、色々な問題が生じております。このため令和6年度に向け、改めてプランを出しております。

やはり精神科救急医療の引き受け手が少ない状況であり、例えば大阪のように精神科の診療所が積極的に参加するとか、今日は池田先生や明智先生が出席されていますが大学病院も少し参加していただくとか、受入れる医療機関を増やさないと、高木先生の県精神医療センターでも救急体制に参加いただいています。体制がもたなくなってくる可能性があります。診療所の参加はなかなか難しい部分もありますが、ぜひ、大学病院の池田先生や明智先生にもお話をさせていただきます。

○池田会長

明智委員、お願いします。

○明智委員

本質的なこととは違うのかもしれませんが、皆さん御存知のように今は用語の問題が取り上げられており、「ディスオーダー」が「ディスアビリティ」となるように、日本語では「〇〇障害」が「〇〇症」となっていると思います。

愛知県地域保健医療計画は改定の時期ですので、例えばそういう用語なども積極的にノーマライゼーションに対応するような形で取り入れられると、愛知県としてもそういったことに積極的に取り組むという姿勢になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○池田会長

事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局（船崎室長）

医療用語につきまして、事務局が十分把握していない部分もあります。今、精神保健福祉センターの所長にお聞きしてみましたが、学会の中でも用語が変わってきているという話ですので、それにつきましては統一して考えたいと思います。

○池田会長

対面会場で、山田委員から発言があるそうなのでお願いします。

○山田委員

初めてこのような会議に参加させていただきました。私も家族を抱えて活動しています。

愛知県地域保健医療計画の、ピアサポーターの養成についてです。各市町では家族会ともサポーターを養成した時期がありましたが、いつの間にか活動ができなくなっている状態です。

今は医療においても薬が良くなり、退院促進もあって、退院が早くなっています。

退院した際に、やはり何かの形で自分が経験したことを病院で話すというのは非常に大切なことです。

なぜここが活動できていないのか、積極的にやっているところはどこなのかということ、私たちも情報が欲しいと思います。

やはり、計画ではピアサポーターが地域移行支援に協力しているのかもしれませんが、そこのところをもう少し丁寧にきちんとやっていけば、生きがいになるしやりがいもありますので、よりよい地域移行支援になるかと思います。検討よろしく申し上げます。

○事務局（船崎室長）

ピアサポーターの養成につきましては、精神保健福祉センターで毎年実施をしており、おっしゃるように大事な部分だと思いを力を入れております。養成するだけではなく、実際に精神科病院の方に地域での生活ぶりを届けるということで、ピアサポーターの方に病院に入ってもらって地域移行を進める取り組みを、精神保健福祉士協会と連携しながら継続して行っています。私どももピアサポーターの部分は大事なものと捉えておりますので、このように計画に入れております。

○山田委員

ただ、各市町での動きが見えにくいと思います。

私は豊田なのですが、ピアサポーターを養成して病院へ訪問する展開が、今ひとつ

見えにくいと思います。私の娘もピアサポーターをやっていましたが、やめました。報酬もあるような無いような状況です。存在感というか立ち位置をもう少し明確にする必要があるかと考えます。

○池田会長

医師会の船橋委員、お願いします。

○船橋委員

資料2の10ページにあります「精神病床の入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標イメージ」について、令和2年度と令和8年度の数値があります。

別の参考資料1の26ページでは同じ目標イメージ図があり、平成26年、令和2年度末及び令和5年度末の数値があります。資料2の10ページでは、令和2年度の慢性期入院需要において、地域移行に伴う基盤整備量の人数がありませんが、ゼロと捉えていいのでしょうか。または、令和2年度はスタートとして考えるので、令和8年度の地域移行に伴う基盤整備量の人数は134人という目標値を設定したのでしょうか。現計画との整合性が分からなかったのですが、令和2年度末は地域移行が全くできなかったと解釈をするのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○事務局（三輪主査）

令和2年度は地域移行がゼロという訳ではなく、基準年であるため、このようなイメージ図となっております。

○池田会長

皆様ありがとうございます。時間もありますので、皆様からの御意見御質問等をふまえて、事務局の方はいかがでしょうか。

窪田委員、どうぞ。

○窪田委員

先ほどのピアサポーターの話に戻りますが、私は愛知県と名古屋市に登録しています。

名古屋市では今まで10回ぐらい活動させてもらいましたが、愛知県では2回ぐらいかと思います。やっぱり病院に行くのは、患者さんのためと思いがちなのですが、実はピアサポーター本人もすごくためになることがいっぱいあります。みんな、行くとお互いに良い関係が築ける、良い効果が得られるというのがピアサポーターだと思います。

医療面だけではなく教育の分野について以前からお話ししていますが、小・中・高・大学の学生向けに、話がしたいと思っています。他の県では実施しているところ

もありますので、愛知県は少し遅れているかと思います。

あと千種区では、民生委員に向けてピアサポーターの活動をやらせてもらおうという話があり、民生委員さんや地域の人たちにも理解してもらいたいということがあるので、病院以外の活動の場をいっぱい作ってもらえたらいいと思います。

○池田会長

今のお話はコメントで良いですか。回答は必要ですか。

○久保田委員

要望です。ピアサポーターが活動できる場所をたくさん作ってほしいです。

○池田会長

事務局の方、よろしいでしょうか。

今までの御意見をふまえて、事務局からコメントいただければと思います。

○事務局（船崎室長）

皆様、今日はたくさんの御意見をいただきありがとうございます。

今回の鈴木委員や明智委員からの御意見など、関係か所について、事務局で検討させていただき、修正など検討したいと思います。

また皆様の方に、必要に応じて再度御意見を伺うなどしまして、試案を作っていくと思います。軽微な修正につきましては、会長及び事務局に一任していただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○池田会長

事務局からの提案についていかがでしょうか。オンライン参加の方は、異議なしであれば、スタンプ機能を使って反応していただければと思います。会場におられる方は、異議があれば挙手をお願いします。

兼松委員、お願いします

○兼松委員

この異議の時にしか上げる機会がなかったので、異議ではないのですが、説明が46分あり、残り14分間で、皆さんの意見がたくさんある中で、17時を過ぎて発言させていただくのはなかなか難しいように思います。細かいところで色々意見があるので、事務局からは必要があれば皆さんの御意見をいただくとおっしゃっていただいたんですが、書面でもいいので、今日の内容をふまえて事務局で考えた試案を見せていただく機会と、まだ反映できる時期にこちらの意見を言わせていただける機会があると、出席した甲斐があると思います。可能であれば、そのような対応をしていただけるとありがたいと思いました。

○池田会長

事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局（船崎室長）

今日は1時間しか審議会の時間が取れず、どうしても説明のボリュームがありまして御迷惑をおかけしました。今の兼松委員の御意見をふまえて、また皆様に御意見を伺いたいと思っておりますので、その時はよろしくお願ひします。

○池田会長

事務局にメールをするということでよいでしょうか。

○事務局（三輪主査）

この後の事務局の流れとしましては、今日いただいた御意見等を踏まえて、事務局案を作成し、その後委員の皆様にもメール等で送付させていただきたいと思ひますので、どうぞ御協力を願ひします。

○池田会長

先ほどの兼松委員の御意見は、今日の発言以外に御意見があるため反映させてもらえないかというものだと思います。

○事務局（三輪主査）

事務局から改めて「何日までに御意見を送ってください」とメールさせていただきますので、どうぞよろしく願ひします。

○池田会長

皆さんそれでよろしいでしょうか。

御意見についてそのような形で集約をしていただきますので、よろしく願ひします。

では他に御意見等がないようでしたら、これで議事を終了したいと思います。

進行を事務局に戻します。よろしく願ひします。

○事務局（田島主査）

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、今お伝えしましたように、事務局から御意見につきましてメール等で御連絡をさせていただきます。

いただきました御意見をふまえ、情報収集や内容の整理等をしまして、また12月頃に予定しております審議会場で計画の案をお示しし、調整をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和5年度第1回愛知県地方精神保健福祉審議会を終了します。ありがとうございました。